

生食発 0331 第 10 号
令和 2 年 3 月 31 日

各検疫所長 殿

大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

総合衛生管理製造過程の廃止に伴う乳及び乳製品の成分規格等
に関する省令に規定する常温保存可能品の取扱いについて

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和 26 年厚生省令第 52 号)別表二中(二)の(1)の3のa中に規定される常温保存可能品(以下単に「常温保存可能品」という。)の取扱いは、「常温保存可能品の認定に係る実施要領」(平成 23 年 8 月 31 日食安発 0831 第 5 号別添。以下単に「実施要領」という。)に基づき実施されているところです。

今般、「食品衛生法の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 46 号)の施行に伴い、食品衛生法第 13 条第 1 項に規定する総合衛生管理製造過程が本年 6 月 1 日付けで廃止されることから、実施要領を別添のとおり改正し、本年 6 月 1 日より常温保存可能品を改正後の実施要領に基づき取り扱うこととしましたので、御了知の上、貴管下関係者への周知、指導をお願いします。

なお、現行の実施要領 2.(1)の規定に基づき、現に常温保存可能品の認定を受けている品目の取扱い等については、下記のとおりとしたので、併せて対応方をお願いします。

記

現行の実施要領 2.(1)の規定により常温保存可能品として認定を受けている品目の取扱いについて

- (1) 現に承認されている総合衛生管理製造過程の有効期間の満了後、引き続き認定を受けようとする常温保存可能品が、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(令和元年厚生労働省令第 68 号)による改正後の食品衛生法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 23 号)別表第 18 第 1 号か

ら第7号までに規定される食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組（以下「HACCPに基づく衛生管理」という。）に従って製造される場合、営業者は当該承認の有効期間内に厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課（以下「食品監視安全課」という。）にHACCPに基づく衛生管理を行う旨の届出を行うこと。この場合、現行の実施要領4（3）の規定は適用しないこととする。

- (2) 現に承認されている総合衛生管理製造過程の有効期間の満了後、HACCPに基づく衛生管理によらない方法により引き続き常温保存可能品を製造しようとする営業者は、本年6月1日以前であっても、改正後の実施要領の別紙2「常温保存可能品の申請書に添付する資料」に掲げる資料を当該承認の有効期間内に食品監視安全課に提出し、認定を受けようとする常温保存可能品の製造工程が審査基準に適合していることの確認を受けること。
- (3) (1) 又は(2) の手続が行われた品目については、当該品目に係る総合衛生管理製造過程制度の承認の有効期間が満了した後も常温保存可能品として厚生労働大臣が認定したものとする。なお、資料の内容確認に時間を要する場合があるため、提出は余裕を持って行うこと。